

最高裁秘書第4447号

平成30年11月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

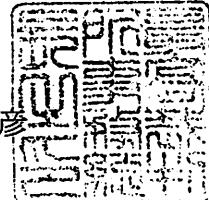
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第52号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年10月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

10月29日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所事務総長が判事を以て充てられていることの法的根拠が分かること書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、9月20日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

判事であった者を最高裁判所事務総長に任命する場合でも、判事の官職を保有させたままにはしていない。よって、最高裁判所事務総長が判事をもって充

てられているわけではない。

したがって、申出に係る文書を作成又は取得しておらず、原判断は相当である。